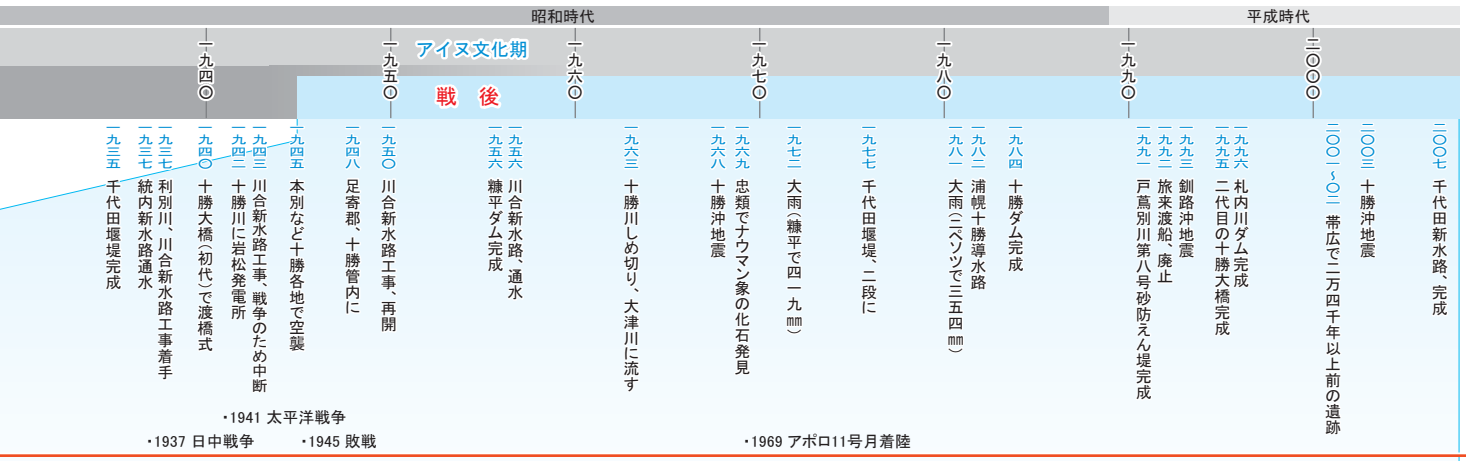

川を管理するための法律 … 河川法

川をどのように管理し、利用するかについては、「河川法」という法律によって定められています。

最初の河川法（旧河川法）は、明治29年（1896）に制定されました。この法律では、「水害を防ぐこと（治水）」に重点が置かれていました。その後、とくに発電用水や水道用水、工業用水に川の水が利用されるようになると、この法律では間に合わなくなりました。

そこで、昭和39年（1964）に新しい河川法（新河川法）が制定され、「水の利用（利水）」と治水がうまくおこなわれるように、ルールが定められました。

さらに、平成９年（1997）には、自然環境や人が親しめる水辺空間を大切にしていこう、という考えの広まりに合わせて改正されました。治水、利水のほか、新たに「川の環境を守ること」が目的とされるようになったのです。

※2　アイヌ文化振興法（アイヌぶんかしんこうほう）：正式名称は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」。